

過労死等として認めてもらうには

- ・夫が心臓病で急死した。発病まで残業や海外出張で働きづめだったが、労災保険の給付は受けられるか。
- ・息子の様子がおかしくて、自殺でもしないか心配だ。職場のストレスで精神的に参っているのではないか。

◆ 基本のきほん

◎過労死等とは

過労死等防止対策推進法第2条により、以下のとおり定義づけられています。

- 業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
- 業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
- 死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患、精神障害

◎労働者災害補償保険(労災)

労働者災害補償保険法(以下「労災保険」という。)では、業務災害(業務上の事由による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等)又は通勤災害(通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等)に対して被災した労働者やその遺族のために必要な保険給付を行うものです。また、被災した労働者の社会復帰の促進など、福祉の増進を図るための事業も行っています。(給付内容などはノウハウ集NO.33「労災を使ってくれない」を参照)

労災保険の申請は、本人又は遺族が勤務先の事業所を管轄する労働基準監督署(以下「労基署」という。)に行きます。

申請には時効があり、療養(補償)給付、休業(補償)給付、葬祭料は2年、障害(補償)給付、遺族(補償)給付は5年です。

◎過労死等 I (脳・心臓疾患)の認定基準

厚生労働省では、労働者に発症した脳・心臓疾患(負傷に起因するものを除く)を労災として認定する際の基準として「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準」(以下「脳・心臓疾患の認定基準」という。)を定めています(令和3年9月改正)。

●認定要件

以下のいずれかの「業務による明らかな過重負荷」を受けたことにより発症した脳・心臓疾患は、業務上の疾病として取り扱われます(詳細は裏面「ワンポイントチェック I」参照)。

認定要件1 長期間の過重業務	発症前の長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したこと
認定要件2 短期間の過重業務	発症に近接した時期において、特に過重な業務に就労したこと
認定要件3 異常な出来事	発症直前から前日までの間に、発生状態を時間的及び場所的に明確にし得る異常な出来事に遭遇したこと

◎過労死等 II (精神障害)の認定基準

厚生労働省では、労働者に発病した精神障害について、仕事が主な原因と認められるかの判断(労災認定)の基準として「心理的負荷による精神障害の認定基準」を定めています(令和5年9月改正)。

●認定要件(詳細は裏面「ワンポイントチェック II」参照)

認定要件1	認定基準の対象となる精神障害を発病していること
認定要件2	認定基準の対象となる精神障害の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること
認定要件3	業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したとは認められないこと

※ノウハウ集No.40-2「パワハラやセクハラ等によりうつ病や適応障害になってしまった」もご参照ください。

◎自殺の取扱い

業務による心理的負荷によって精神障害を発病した人が自殺を図った場合は、精神障害によって、正常な認識や行為選択能力、自殺行為を思いとどまる精神的な抑制力が著しく阻害されている状態に陥ったもの(故意の欠如)と推定され、原則としてその死亡は労災認定されます。

※故意に死亡またはその直接の原因となった事故を生じさせたときは、労災保険の給付は行われません。

◆ こんな対処法があります！

◎仕事上の過労、ストレスが原因であることの証明

証明するには、働いていた状況を明らかにしなければなりません。それには、同僚の証言や詳細な勤務記録等が欠かせませんが、こうした証拠は、会社の協力がないと収集するのが非常に困難となります。

本人や家族が記録した勤務時間や業務内容、健康状態のメモが、仕事が過重であることを証明するのに役に立ちます。手帳や日記があれば保管しておきましょう。勤務状態を明らかにするための資料や同僚の証言等は、時間が経てば経つほど、処分したり、記憶が曖昧になる可能性が高くなります。2年又は5年の時効はありますが、できるだけ早く労基署へ労災申請した方が良いでしょう。

◎発病の証明

脳・心臓疾患やうつ病等を発病した証明も必要です。

◎相談しましょう

過労死等の労災認定や損害賠償請求については、かなりの時間と専門的な知識が必要です。労働問題に詳しい弁護士に相談し、場合によっては依頼した方が良いでしょう。また、会社に労働組合があれば協力を仰ぐこともできます。どうしたらいいのかわからない場合、まずは県の労働センターにご相談ください。

ワンポイントチェック

I「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷等に起因するものを除く)の認定基準について」の概要

1 対象疾病

(1)脳血管疾患

脳内出血(脳出血)、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症

(2)虚血性心疾患等

心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む)、重篤な心不全、大動脈解離

2 認定要件

次の(1)、(2)又は(3)の「業務による明らかな過重負荷」を受けたことにより発症した脳・心臓疾患は、業務上の疾病として取り扱う。

(1)長期間の過重業務(発症前おおむね6か月間)

発症前の長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したこと。

業務の過重性の具体的な評価は、疲労の蓄積の観点から、労働時間のほか、労働時間以外の負荷要因から検討されます。

●労働時間の評価(1か月単位の連続した期間について)

- ①発症前1～6か月間平均で月45時間を超える時間外労働が認められない場合は、業務と発症との関連性が弱い
- ②月45時間を超えて時間外労働が長くなるほど、業務と発症の関連性が徐々に強まる
- ③発症前1か月以内に100時間又は発症前2か月～6か月間平均で80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症の関連性が強い

●労働時間以外の負荷要因

長時間拘束勤務、不規則勤務、作業環境や強度など

(2)短期間の過重業務(発症前おおむね1週間)

発症に近接した時期において、特に過重な業務に就労したこと。

●業務と発症との時間的関連性

- ①発症直前から前日までの間の業務が特に過重(過度の長時間労働等)か否か
- ②発症前おおむね1週間以内に過重な業務(継続して深夜時間帯に及ぶ時間外労働等)が継続している場合には、この間の業務が過剰か否か

※労働時間の長さのみで過重負荷の有無を判断できない場合には、労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合的に考慮して判断される

(3)異常な出来事(発症直前から前日)

発症直前から前日までの間において、発生状態を時間的及び場所的に明確にし得る異常な出来事に遭遇したこと

●異常な出来事とは

精神的負荷:極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等の強度の精神的負荷を引き起こす事態

身体的負荷:急激で著しい身体的負荷を強いられる事態
作業環境の変化:急激で著しい作業環境の変化

II「心理的負荷による精神障害の認定基準」の概要

1 対象疾病

疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂版(ICD-10)第V章「精神及び行動の障害」に分類されている精神障害(うつ病、急性ストレス反応など。なお、認知症や頭

部外傷などによる障害、アルコールや薬物による障害は除かれる。)

2 認定要件

- (1)対象疾病(精神障害)を発病していること
- (2)発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること
- (3)業務以外の心理的負荷や個体的要因(精神障害の既往歴やアルコール依存状況など)により、精神障害が発病したとは認められないこと

3 業務による心理的負荷の評価

精神障害発病前のおおむね6か月の間に起きた業務による出来事について、「業務による心理的負荷評価表」(以下、「評価表」という)に基づき、心理的負荷の強度が「強」と評価される場合、上記認定要件の(2)を満たします。

ただし、ハラスメントやいじめのように、出来事が繰り返されるものについては、発病の6か月よりも前にそれが始まり、発病まで継続していたときは、それが始まった時点からの心理的負荷を評価します。

さらに、出来事の起点が発病の6か月より前でも、その出来事(出来事後の状況)が継続している場合にあっては、発病前おおむね6か月の間における状況や対応について、心理的負荷を評価します。

●評価の手順

①「特別な出来事」に該当する出来事がある場合

「評価表」の「特別な出来事」に該当する出来事が認められる場合、心理的負荷の総合評価を「強」と評価します。

<特別な出来事の例>

- ・生死に関わる、極度の苦痛を伴う業務上の病気やケガ
- ・強姦、わいせつなどのセクシュアルハラスメント被害

②「特別な出来事」に該当する出来事がない場合

以下の手順により、出来事と出来事後の状況の全体を検討して総合評価を行い、心理的負荷の強度を「強」、「中」、「弱」と評価します。

ア業務による出来事が評価表の「具体的出来事」のどれに当てはまるか、あるいは近いかを判断する。

イ当てはめた「具体的出来事」の欄に示されている具体例の内容に事実関係が合致する場合は、その強度で評価します。合致しない場合は、「心理的負荷の総合評価の視点」の欄と「総合評価の留意事項」に示す事項を考慮し、個々の事案ごとに評価します。

ウ出来事が複数ある場合、複数の出来事が関連して生じた場合には、その全体を一つの出来事として評価します。関連しない出来事が複数生じた場合には、それらの出来事の近接の程度、各出来事と発病との時間的な近接の程度、継続期間、内容、数等を考慮して全体を総合的に評価します。

4 業務以外の心理的負荷による発病かどうか

「業務以外の心理的負荷評価表」を用い、心理的負荷の強度を評価します。また、個体側要因については、精神障害の既往歴やアルコール依存状況などがある場合に、その内容等について確認し、顕著な個体側要因がある場合には、それが発病の原因であるといえるか、慎重に判断します。

5 発病後の悪化の取扱い

悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」がない場合でも、「業務による強い心理的負荷」により精神障害が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に判断されるときには、悪化した部分については労災補償の対象となります。